

令和 5年度施工

工事設計書（公示用）

工事名： 札幌市東部地区河川巡視業務

令和 5年 3月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 河川管理課 指導担当係

役務名 札幌市東部地区河川巡視業務

積算額 円

役務説明

1. 役務の概要

本業務は、河川及び貯留施設がもつ治水・利水及び環境上の本来の機能が維持され、適正な利用が図られることを目的として、本市管理河川と雨水貯留池の定期的な巡視を実施するものである。

河川巡視：160河川、169.26km（のべ498.77km）

施設巡視：37カ所、3.959km

2. 履行場所

白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区

3. 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日

4. 仕様書等

- ① 別添の業務仕様書

5. 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり役務着手前に役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- ① 着手届
- ② 主任技術者指定通知書及び経歴書

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- ① 完了届

7. 納入成果品

業務仕様書による。

業 務 仕 様 書

1 目 的

本業務は、札幌市が所管する河川の機能が維持されるよう適正な管理を行うため、河川等の巡視を行うものである。

2 業務の概要

- (1) 河川巡視工 一式
- (2) 施設巡視工 一式

3 業務内容

本業務は、河川及び貯留施設がもつ治水・利水及び環境上の本来の機能が維持され、適正な利用が図られることを目的として、本市管理河川の定期的な巡視と雨水貯留池の巡視を行うものである。河川巡視及び施設巡視の作業内容は、以下のとおりとする

(1) 河川巡視工

- ① 巡視は3名で行う事を基本に班単位で実施するものとし、巡視員の班構成は、巡視要員2名、運転要員1名とする。
- ② 現地にて巡視を行う巡視員は、本市から発行された身分証明書を常に携帯すること。
- ③ 巡視の対象は、委託区域内にある本市管理河川で、詳細は別添1の「河川別巡視調書」及び添付の「河川巡視位置図」によること。
- ④ 巡視回数は、重要河川（1・2級及び準用河川、重要な普通河川）は年3回、その他河川（重要河川以外の普通河川）は年2回、全区間調整区域内を流下し、かつ、過去2年間異常が確認されなかった河川は年1回巡視することを基本とし、河川毎の詳細は、別添1「河川別巡視調書」によること。
- ⑤ 河川巡視は、両岸（片岸ずつ往復）からの巡視を基本とするが、重要河川（1.2級河川及び準用河川、重要な普通河川）の暗渠区間及び未整備区間及び、その他河川（重要河川以外の普通河川）は、片岸からの巡視とする。
- ⑥ 河川巡視においては、別添3「巡視項目」及び別添4「巡視箇所」に定める項目について確認すること。
- ⑦ 暗渠河川や道路横断部等の地下埋設施設の巡視は、施設埋設部付近の地表面の状況（沈下の有無）とマンホール等の破損状況（段差、ガタツキの有無）を目視等により確認すること。
- ⑧ 河川管理施設の破損、詳細な施設点検や緊急的に施設補修等が必要な異常を発見した場合や流水に著しい影響を与える状況を発見した場合には、直ちに業務員に連絡し、必要な措置等についての指示を受けるものとする。
- ⑨ 河川巡視中、少量の投棄物を発見した場合、巡視時に清掃等の作業を合わせて行うこと。

(2) 施設巡視工

- ① 施設巡視の対象は、委託区域内の雨水貯留施設とする。詳細は、別添2「雨水貯留池調書」によること。
- ② 施設巡視は、年1回、出水期前に実施すること。
- ③ 現地にて巡視を行う巡視員は、本市から発行された身分証明書及び腕章を常に携帯すること。
- ④ 施設巡視においては、別添3「巡視項目」及び別添4「巡視箇所」に定める項目について確認すること。
- ⑤ 貯留池内で少量の投棄物を発見した場合、巡視時に清掃等の作業を合わせて行うこと。
- ⑥ 施設の破損のうち、危険度が高く緊急的な措置が必要な異常を発見した場合は、直ちに業務員に連絡し、必要な措置等についての指示を受けるものとする。

(3) 巡視結果の報告

- ① 日々の巡視結果は、巡視日誌（様式1及び様式2）により業務員に提出すること。
詳細については、「5 提出書類 (2) 巡視日誌」及び様式1及び様式2のとおりとする。
- ② 重大な異常を発見し業務員に連絡を行った場合は、補足の詳細資料を河川ごとに取りまとめ提出すること。
- ③ 緊急対応や必要な措置を行った場合は、対応記録を取りまとめ、業務員に提出すること。
- ④ 巡視業務で撮影した写真については、河川毎及び施設毎に取りまとめ提出するものとする。
詳細については、「5 提出書類 (4) 成果品」によること。
- ⑤ 受託者及び業務員は、必要な指示・承諾・協議・確認事項については、別に定める様式4「巡視業務協議簿」により、書面にて行うものとする。

4 巡視員に必要な資格等

巡視員に必要な資格等については、下記の通りとする。

区分	免許・資格・経歴
運転要員	普通自動車の運転免許を有する者
巡視要員	普通自動車の運転免許を有し、概ね2年以上の道路又は河川の維持管理に関わる業務経験を有する者
主任技術者 ※1	2級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する

※1 当該業務において指定する主任技術者は、主に業務に係る総合調整を行う事とし、当該業務の専従は必要としないものとする。なお、着手にあたり、主任技術者指定通知書を提出するものとする。

5 提出書類

(1) 業務実施計画書

業務着手後、速やかに業務を履行するために必要な手順や工法等についての業務実施計画書を業務員に提出しなければならない。なお、業務実施計画書を厳守し業務にあたること。

業務実施計画書には次の事項を記載しなければならない。また、業務員が、記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ア 業務概要

イ 計画工程表

河川巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

施設巡視に係る工程表と巡視項目を記載する。

ウ 業務従事者（巡視員）登録通知書

巡視作業に従事する者の氏名、年齢、連絡先等について記載し、経歴書を添付すること。

主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うものとする。

エ 体制組織表（緊急時の連絡体制等）

オ 施工方法

河川パトロール車の車輛番号、型式について記載し、車両の写真を添付すること。

危険行為や禁止行為を発見した場合についての、対処方法を記載列挙する。

施設破損に伴う緊急対応について、事例に応じた施工方法について記載する。

カ 安全管理計画

キ その他監督員が別途指定する書類等

(2) 巡視日誌

巡視後、巡視日誌（様式 1、様式 2）を速やかに提出すること。巡視日誌の提出については、電子メールによる提出も可能とする。

ア 様式 1；巡視日誌

巡視河川、巡視延長、巡視施設、異常の有無、異常の内容等を記載する。

イ 様式 2；巡視日誌（異常箇所毎に提出）

下記のような異常が発見された場合、巡視後速やかに提出すること。

- ・新規で発見した異常
- ・前年度に確認し、その時点より悪化している異常
- ・河道や施設に機能が失われる程度の損傷が認められ、早急に対応が必要な箇所。（河川樹木が民地に越境しているなど）

- ・河道や河川機能に影響が認められる不法行為、不法占用等の異常。(渡河施設が新設されているなど)

(3) 巡視月報

巡視月報（様式3）を翌月5日以内に業務員に提出すること。

(4) 成果品

業務完了時には、成果品作成前に業務監督員と十分に協議を行い、河川別巡視結果について、次の項目を参考に作成し、業務成果品として収めること。

ア 平面図（様式5）

委託者より提供する河川別平面図に異常箇所を記入する。

なお、様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。

イ 異常箇所一覧表（様式6）

河川別に異常箇所を集約したもの（「ア 平面図」に付帯するもの）。

なお、様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。

ウ 写真

以下の撮影した写真については、データで納品すること。

項目	写真の内容
巡視成果	河川巡視：始点・終点を含め概ね200m毎の河川、すべての暗渠マンホール（近景と遠景）での撮影成果 * 測点順に並べる 施設巡視：施設全景、導水管のマンホール及びグレーチング
施設、河道の状況	主に施設破損等の異常、河川樹木の越境や倒木
河川区域の状況	主に不法占用等の異常 * 法16条3の河川、又は、河川敷地以外は不法占用の対象外。
許可を要する行為	許可工作物の異常、無許可行為の状況
橋梁	橋梁状況（全体を通して1回）
その他	軽度な異常、河川施設以外で河川に影響を及ぼしそうな異常
巡視状況	安全管理の状況等

6 諸法令の厳守

- (1) 受託者は、当該業務に関する諸法令及び諸法規を厳守し、業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。
- (2) 諸法令及び諸法規の適用は、受託者の責任と費用負担において行われなければならない。

7 官公庁等への手続き

- (1) 業務施工のため、必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかに業務員と協議するものとする。

8 特記事項

- (1) 本業務に関する事項及び作業上知りえた一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- (2) 巡視結果及び成果品については、本市の同意なくして使用してはならない。
- (3) 巡視作業に入る前に地元住民と十分に協調を保ち混乱等を起こさないように心掛けなければならない。
- (4) 本業務において、巡視中は「札幌市河川巡視中」及び「業務受託者名」の表示をすること。
表示物については指定せず、受託者が用意すること。
- (5) 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。また、受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (6) 巡視対象延長及び巡視位置に疑義が生じた場合、業務員と協議すること。なお、この協議は、様式4「巡視業務協議簿」により、書面にて行うものとする。
- (7) 委託料については、役務の成果に応じて下記の割合の範囲内で分割払いの請求ができる。
なお、請求の際には、各履行期間分の完了届を提出すること。

支払回数	支払額割合
1回目 契約締結日～7月履行分	契約金額の30%
2回目 8月～10月履行分	契約金額の35%
3回目 11月～1月履行分	残 額

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、業務員と受託者が協議のうえ定めるものとする。

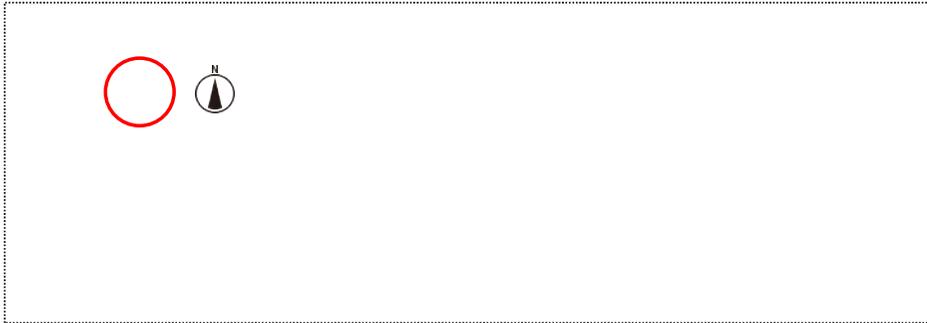
様式2

No		0000	区	名称	区分	SP	左右岸	住所(地先)	0	現状
SP不明						x座標	y座標			

■巡視情報

最新年度	大分類	小分類	備考その他
	状況・規模		
異常発見初年度	前年からの変化		
	巡視業者・指導担当係コメント		

■位置図(該当箇所を赤丸などで表示)



■状況写真(巡視報告・維持係現地確認) 撮影年月日、コメント等

20xx.xx.xx ○○○○○○○○○	20xx.xx.xx ○○○○○○○○○
20xx.xx.xx ○○○○○○○○○	20xx.xx.xx ○○○○○○○○○

施工年度	周辺影響度		
その他備考			

■維持係記入欄1(対策実施前)

最終記入年月日	記入者	前回記入年月日	記入者
現況評価S(損傷度)	現地確認	確認年月日	
優先度グループ	対策方針T		
対応見込	対応予定時期	実施予定主体	
対応方針等コメント			
概算(千円)			
概算根拠・内訳			
備考			

■維持係記入欄2(対策実施後)

最終記入年月日	記入者		
実施時期	費用実績(千円)	実施主体	
実施概要			

■完了後などの写真

20xx.xx.xx ○○○○○○○○○	20xx.xx.xx ○○○○○○○○○

様式3

課長	河川監理員	業務員

巡視業者名 _____

河川・施設巡視月報(1/2)

(1/2)

業務名				実施月	
日	河川名・施設名	区間・箇所	延長	異常の有無(異常内容)	
1			km		
2			km		
3			km		
4			km		
5			km		
6			km		
7			km		
8			km		
9			km		
10			km		
11			km		
12			km		
13			km		
14			km		
15			km		
特記事項					

河川・施設巡視月報(2/2)

(2/2)

業務名				実施月	
日	河川名・施設名	区間・箇所	延長	異常の有無(異常内容)	
16			km		
17			km		
18			km		
19			km		
20			km		
21			km		
22			km		
23			km		
24			km		
25			km		
26			km		
27			km		
28			km		
29			km		
30			km		
31			km		
特記事項					

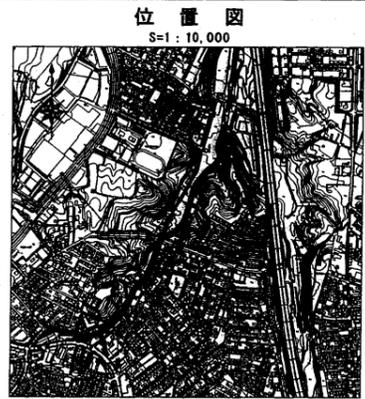
巡視業務協議簿(提出・報告・通知・届出・指示※・協議※・承諾※)

業務名:

No.	発議者		発議年月日	回答希望日	項目							協議内容		請負業者: 札幌建設運送(株)			発注者			
	請負者	発注者			提出	報告	通知	届出	確認	※様式87			資料名	内容	請負者氏名	処理・回答内容	処理・回答日	監督員名	処理・回答内容	処理・回答日
										指示	協議	承諾								
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				

※ ① この工事施工協議簿をもって、提出が行われたものとする。
 ② 請負者氏名については、現場代理人又は監理(主任)技術者名を記入する。
 ③ 指示・協議・承諾に係る事項については、従来どおり様式87の書面によること。また、工事内容の変更対象と判断される報告等の場合は、別途書面(様式87)で提出することとする。

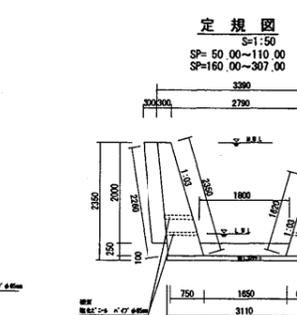
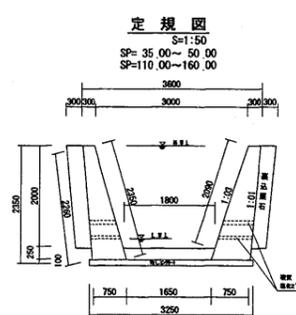
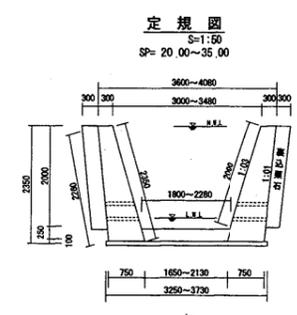
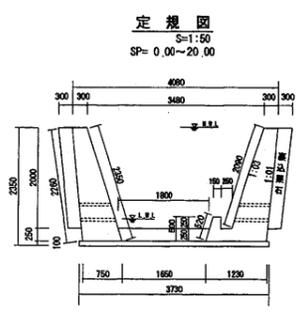
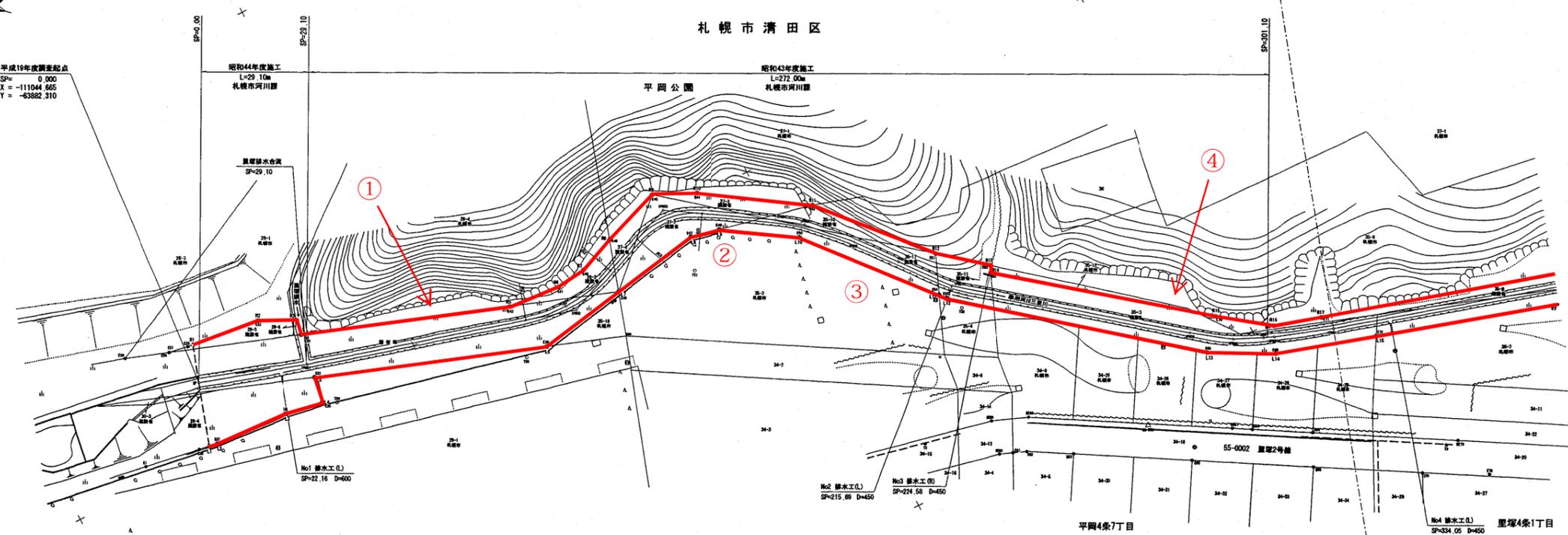
図号	2007-416
年度	平成19年度
河川名	石狩川水系 準用河川三股川
断面名	河川管理台帳図 縮尺 1:500
図面番号	全6葉の内1号 全3葉の内1号
測量年月	平成20年2月
測量者名	株式会社エール技術コンサルタント
札幌市建設局 下水道河川部 河川管理課	



点番号	LA	R	TL	CL	SL	X	Y
BP						-11044.665	-63882.310
IPW01	1-02-25					-11072.804	-63891.312
IPW02	37-05-39	40	13.745	26.478	2.296	-11142.900	-63911.671
IPW03	54-09-37	20	10.226	18.906	2.463	-11175.435	-63899.674
IPW04	5-09-05					-11200.896	-63914.886
IPW05	8-47-53					-11207.221	-63919.886
IPW06	5-29-06					-11216.947	-63929.850
IPW07	13-08-11					-11224.555	-63932.228
IPW08	2-48-23					-11285.251	-63982.770
IPW09	11-32-38					-11294.490	-63999.444
IPW10	4-28-53					-11304.470	-64003.950
IPW11	2-35-24					-11319.301	-64009.178

点番号	X	Y	方向角	点間距離	追加距離	備考
BP	-11044.665	-63882.310			0.000	
IPW01	-11072.804	-63891.312	187-61-53	29.353	29.353	直線部
IPW02	-11142.900	-63911.671	186-09-07	59.440	88.793	直線部
IPW03	-11175.435	-63899.674		26.478	115.271	直線部
IPW04	-11200.896	-63914.886	158-13-28	11.064	126.335	直線部
IPW05	-11207.221	-63919.886		18.906	145.241	直線部
IPW06	-11216.947	-63929.850	212-23-00	20.043	165.284	直線部
IPW07	-11224.555	-63932.228	217-31-11	7.849	173.133	直線部
IPW08	-11285.251	-63982.770	226-19-04	14.082	187.215	直線部
IPW09	-11294.490	-63999.444	221-48-13	28.475	215.690	直線部
IPW10	-11304.470	-64003.950	218-38-59	64.913	280.603	直線部
IPW11	-11319.301	-64009.178	215-09-36	11.387	292.000	直線部
			204-18-00	10.950	302.950	直線部
			199-25-04	15.725	318.675	直線部

※ 異常箇所の番号を記載する



点番号	X	Y	備考
L1	-11302.720	-63882.225	2007-416
L2	-11324.821	-63902.813	09-518
L3	-11324.860	-63884.715	09-518
L4	-11324.813	-63906.951	09-518
L5	-11326.037	-63888.805	09-518
L6	-11326.858	-63910.191	09-518
L7	-11312.240	-63906.154	09-518
L8	-11344.814	-63902.037	09-518
L9	-11344.818	-63902.804	09-518
L10	-11347.840	-63915.287	09-518
L11	-11349.791	-63946.267	09-518
L12	-11349.649	-63947.989	09-518
L13	-11350.194	-63963.145	09-518
L14	-11356.007	-63971.761	09-518
L15	-11381.793	-63978.832	09-518

点番号	X	Y	備考
L1	-11038.424	-63906.571	2007-416
L2	-11041.927	-63906.958	09-518
L3	-11041.878	-63902.461	09-518
L4	-11071.518	-63902.197	09-518
L5	-11072.740	-63905.251	09-518
L6	-11131.251	-63916.538	09-518
L7	-11159.050	-63912.501	09-518
L8	-11178.819	-63908.284	09-518
L9	-11196.524	-63910.251	09-518
L10	-11204.546	-63921.845	09-518
L11	-11220.484	-63962.715	09-518
L12	-11231.792	-63954.209	09-518
L13	-11296.986	-63949.484	09-518
L14	-11302.708	-64009.110	09-518
L15	-11328.486	-64016.182	09-518

- 記号凡例
- ⊕ 新設石橋
 - ⊗ 新設金属橋
 - ⊗ 新設鉄橋
 - 新設木橋
 - ⊙ 既設石橋
 - 無

異常箇所一覧表

河川名・区		巡視日	
準	〇〇川	①	5/1
	〇〇区	②	8/1
		③	10/1

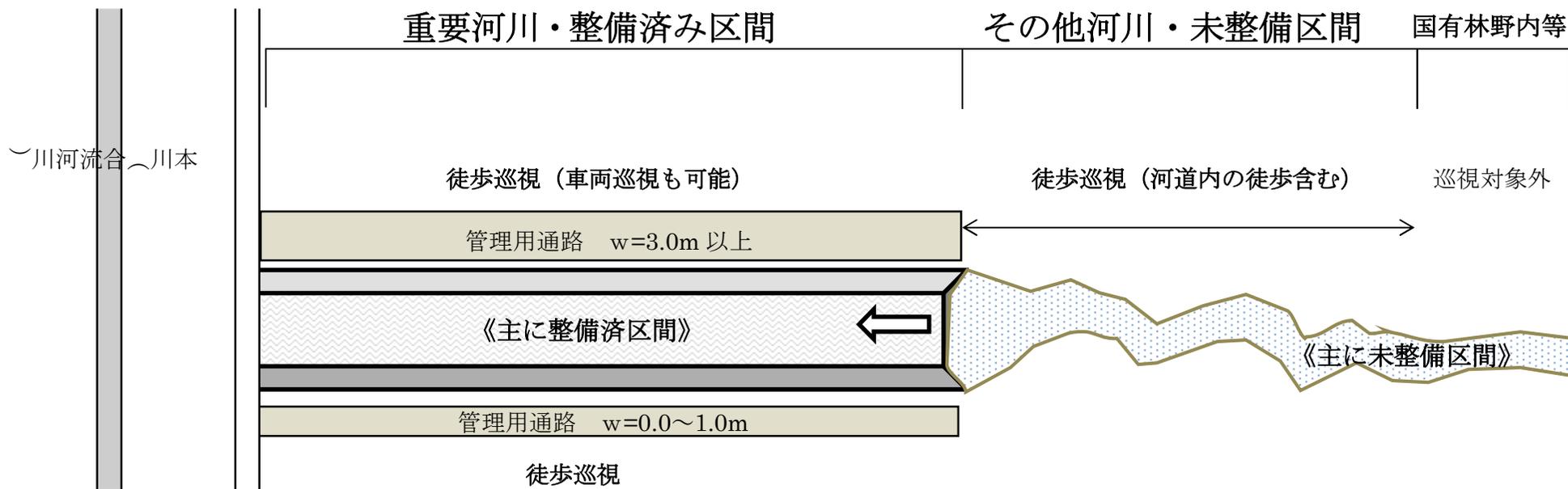
No.	区間・箇所(目標物)	L/R	施設名など	異常内容	備考
1	SP650、北陵橋		橋梁	欄干破損	
2	〃		護岸(橋梁下)	護岸下洗掘	
3	SP3400	L	管理用通路	植栽	
4	SP440	L	遊歩道	遊歩道地割れ	
5	SP4500	R	ベンチ	損傷	
6	SP4500、第2横線橋付近	R	左岸管理用通路	自転車投棄	
7	SP4500、第3横線橋付近	L	河道内	自転車投棄	
8	SP5000	R	法面上		
9	終点付近	L	護岸	コンクリートブロック破損	
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

別図 1

河川巡視方法のイメージ図

【巡視の方法】

- 両岸からの巡視を基本とするが、川幅が狭く、管理スペースが無い等の河川は片岸からの巡視も可能とする。
- 徒歩巡視を基本とする。(整備済み区間(管理用通路 3m)で車両通行可能な区間は、車両巡視も可能)
- 車両による巡視を行う場合の巡視(走行)速度は、10 km/h 以下とする。



【巡視員の構成】

- 巡視は3名で行う事を基本に班単位で実施するものとし、巡視員の班構成は、巡視要員2名、運転要員1名とする。
- 指定する主任技術者は、主に業務に係る総合調整を行う事とし、当該業務の専従は必要としないものとする。

別添1 河川別巡視調書

表1-1 【1級河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)			備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	3回目	
4	厚別	石狩川	山本川(9-5)	2.80	—	2.80	—	5.60	5.60	5.60	
5	清田	石狩川	三里川(16-3)	0.93	—	0.93	—	1.86	1.86	1.86	平岡公園内
9	白石	石狩川	北白石川(9-5)	4.20	—	4.20	—	8.40	8.40	8.40	
10	南	石狩川	山鼻川(9-5)	1.52	—	1.52	—	3.04	3.04	3.04	
11	南	石狩川	穴の川(16-3)	0.52	—	0.52	—	1.04	1.04	1.04	
12	南	石狩川	藤野沢川(9-5)	1.10	—	1.10	—	2.20	2.20	2.20	
河川数 6 河川 延長 11.07 km				11.07	0.00	11.07	0.00	22.14	22.14	22.14	
巡視河川数 6 河川 延長 11.07 km								のべ巡視延長		66.42	

別添1 河川別巡視調書

表 1-3 【準用河川 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)			備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	3回目	
19	南	石狩川	厚別川	4.00	—	3.80	0.20	7.60	7.60	7.60	一部除外（砂防区域） 未整備
20	厚別	石狩川	ポロベツ川	1.10	0.50	1.10	—	1.70	1.70	1.70	一部暗渠
21	厚別	石狩川	厚別西川	1.90	0.40	1.90	—	3.40	3.40	3.40	一部暗渠
22	厚別	石狩川	厚信川	0.80	—	0.80	—	1.60	1.60	1.60	
23	厚別	石狩川	熊の沢川	1.20	—	1.20	—	2.40	2.40	2.40	
24	厚別	石狩川	山本川	0.60	0.10	0.60	—	1.10	1.10	1.10	一部暗渠
25	清田	石狩川	三里川	1.11	—	1.11	—	2.22	2.22	2.22	
26	清田	石狩川	トンネ川	2.00	—	2.00	—	4.00	4.00	4.00	
27	清田	石狩川	ポントンネ川	1.60	—	1.60	—	3.20	3.20	3.20	SP964より上流は横断部(5か所)のみ
28	清田	石狩川	ハルキポントンネ川	0.29	0.29	0.29	—	0.29	0.29	0.29	暗渠
29	清田	石狩川	山部川	1.80	—	1.80	—	3.60	3.60	3.60	沈砂池あり
30	清田	石狩川	真栄川	0.90	—	0.90	—	1.80	1.80	1.80	
31	清田	石狩川	西真栄川	1.40	—	1.40	—	2.80	2.80	2.80	
32	清田	石狩川	左真栄川	0.30	—	0.30	—	0.60	0.60	0.60	
33	白石	石狩川	旧月寒川	1.98	—	1.98	—	3.96	3.96	3.96	
34	豊平	石狩川	うらうちない川	3.20	—	3.20	—	6.40	6.40	6.40	
35	白石	石狩川	逆川	0.78	0.60	0.78	—	0.96	0.96	0.96	一部暗渠
36	南	石狩川	精進川	7.00	—	7.00	—	7.00	7.00	7.00	未整備の為片側巡視
37	南	石狩川	オカバルシ川	2.50	—	0.90	1.60	1.80	1.80	1.80	一部除外（砂防区域）
38	南	石狩川	ポンオカバルシ川	1.30	—	0.60	0.70	1.20	1.20	1.20	一部除外（砂防区域）

39	南	石狩川	藤野川	1.50	0.35	1.50	—	2.65	2.65	2.65	一部暗渠 スクリーンあり	
40	南	石狩川	左藤野川	0.40	0.24	0.40	—	0.56	0.56	0.56	一部暗渠	
41	南	石狩川	東野々沢川	1.90	—	1.90	—	3.80	3.80	3.80		
42	南	石狩川	東御料川	1.00	—	1.00	—	2.00	2.00	2.00		
43	南	石狩川	簾舞川	1.40	—	1.20	0.20	2.40	2.40	2.40	一部除外（砂防区域）	
44	南	石狩川	東砥山川	0.70	—	0.37	0.33	0.74	0.74	0.74	一部除外（東砥山橋下流、山中）	
61	白石	石狩川	北郷川	1.13	—	1.13	—	1.13	1.13	1.13	未整備	
河川数 27 河川 延長 43.79 km				43.79	2.48	40.76	3.03	70.91	70.91	70.91		
巡視河川数 27 河川 延長 40.76 km								のべ巡視延長	212.73			

別添 1 河川別巡視調書

表 1-4 【普通河川分類 1 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)			巡視時期と延長(km)(調整区域)			備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	
103	清田	石狩川	無名川(清01)	1.38	—	—	1.38	—	—	—	—	—	—	除外(山中)
104	南	石狩川	野牛沢川	2.55	—	—	2.55	—	—	—	—	—	—	除外(公園内のため)
115	白石	石狩川	8線幹道排水	0.49	—	0.49	—	—	—	—	0.49	—	0.49	
116	白石	石狩川	8号幹道排水	1.99	—	1.99	—	—	—	—	1.99	—	1.99	
117	白石	石狩川	9号幹道排水(北)	2.44	—	2.44	—	—	—	—	2.44	—	2.44	
118	白石	石狩川	9号幹道排水(南)	2.41	—	2.41	—	—	—	—	2.41	—	2.41	
119	白石	石狩川	10号幹道排水	2.08	—	2.08	—	—	—	—	2.08	—	2.08	
120	白石	石狩川	11号幹道排水	2.22	—	2.22	—	—	—	—	2.22	—	2.22	一部暗渠
121	白石	石狩川	川下3号線沿排水	1.25	—	1.25	—	—	—	—	1.25	—	1.25	
123	白石	石狩川	9線幹道排水	0.42	0.42	0.42	—	0.42	—	0.42	—	—	—	一部暗渠
124	白石	石狩川	12号幹道排水	1.32	0.54	1.32	—	0.35	—	0.35	0.97	—	0.97	一部暗渠
125	白石	石狩川	13号幹道排水	1.38	0.91	1.38	—	1.38	—	1.38	—	—	—	一部暗渠
126	白石	石狩川	鉄北線沿排水	1.24	1.22	1.22	0.02	1.22	—	1.22	—	—	—	暗渠
127	豊平	石狩川	月寒川	2.03	—	0.10	1.93	—	—	—	0.10	—	0.10	水源地堤防部のみ
128	白石	石狩川	米里幹線排水	1.05	—	1.05	—	1.05	—	1.05	—	—	—	
129	白石	石狩川	9号幹道西排水	0.24	0.12	0.24	—	0.24	—	0.24	—	—	—	一部暗渠
130	白石	石狩川	9線幹道沿西排水	0.37	—	0.37	—	0.37	—	0.37	—	—	—	
131	豊平・南	石狩川	望月寒川	5.34	—	—	5.34	—	—	—	—	—	—	除外(砂防区間)
132	白石	石狩川	本通東排水(南)	1.29	0.87	1.29	—	1.29	—	1.29	—	—	—	一部暗渠
133	白石	石狩川	本通西排水	0.97	0.85	0.97	—	0.97	—	0.97	—	—	—	一部暗渠
134	白石・豊平	石狩川	1号用水(豊平)	4.03	4.03	4.03	—	4.03	—	4.03	—	—	—	暗渠
135	豊平	石狩川	西岡排水	1.22	1.02	0.93	0.29	0.93	—	0.93	—	—	—	一部暗渠(上流部札大構内のため除外)
137	白石	石狩川	10線幹道排水	1.04	0.62	1.04	—	1.04	—	1.04	—	—	—	一部暗渠
139	豊平	石狩川	うらうちない川	1.33	—	—	1.33	—	—	—	—	—	—	除外(衛生研究所内)
140	豊平	石狩川	月寒川支水路	1.20	0.15	0.15	1.05	0.15	—	0.15	—	—	—	暗渠
141	豊平	石狩川	無名川(豊01)	0.87	—	—	0.87	—	—	—	—	—	—	除外(山中)
142	豊平	石狩川	西岡南排水	0.58	—	—	0.58	—	—	—	—	—	—	除外(山中)
143	白石	石狩川	小沼川	2.24	1.98	2.24	—	2.24	—	2.24	—	—	—	一部暗渠(上流部トラフのみ)
144	白石	石狩川	白石川(北)	0.96	0.96	0.96	—	0.96	—	0.96	—	—	—	暗渠
146	南	石狩川	1号用水(澄川)	1.25	1.25	1.25	—	1.25	—	1.25	—	—	—	暗渠 遊歩道

別添 1 河川別巡視調書

表 1-4 【普通河川分類 1 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)			巡視時期と延長(km)(調整区域)			備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	
147	南	石狩川	真駒内用水	3.83	0.48	2.56	1.27	2.26	—	2.26	0.30	—	0.30	除外（自衛隊敷地内）
148	南	石狩川	右精進川	2.96	0.38	0.15	2.81	0.15	—	0.15	—	—	—	除外（調整区域）
151	南	石狩川	無名川(南04)	2.38	—	1.50	0.88	—	—	—	1.50	—	1.50	道路横断部まで
152	南	石狩川	山鼻川	0.94	0.29	0.94	—	0.75	—	0.75	0.19	—	0.19	九萬坪線まで
153	南	石狩川	真駒内支流排水	0.41	0.08	0.41	—	0.14	—	0.14	0.27	—	0.27	
157	南	石狩川	小滝の沢川	3.17	—	2.23	0.94	—	—	—	2.23	—	2.23	無名川(南05)合流（国有林）まで
158	南	石狩川	無名川(南05)	0.71	—	—	0.71	—	—	—	—	—	—	除外
159	南	石狩川	鳥居沢川	1.45	—	0.56	0.89	—	—	—	0.56	—	0.56	常盤湯ノ沢線から無名川(南06)合流まで
160	南	石狩川	中の沢川(簾舞)	0.67	—	—	0.67	—	—	—	—	—	—	除外（砂防区間、山中）
161	南	石狩川	北の沢川	5.13	—	—	5.13	—	—	—	—	—	—	除外（砂防区間）
162	南	石狩川	中の沢川	5.56	—	—	5.56	—	—	—	—	—	—	除外（砂防区間）
163	南	石狩川	中の沢 1号川	1.72	0.13	0.94	0.78	0.60	—	0.60	0.34	—	0.34	印藤牧場まで
164	南	石狩川	左中の沢川	1.63	—	—	1.63	—	—	—	—	—	—	除外（砂防区間）
166	南	石狩川	北の沢第一排水	0.08	0.08	0.08	—	0.08	—	0.08	—	—	—	民有地内暗渠
167	南	石狩川	北の沢第六排水	0.32	0.32	0.32	—	0.32	—	0.32	—	—	—	暗渠
168	南	石狩川	北の沢第三排水	0.12	0.07	0.12	—	0.12	—	0.12	—	—	—	一部暗渠
169	南	石狩川	北の沢第二排水	0.87	0.87	0.87	—	0.87	—	0.87	—	—	—	暗渠
170	南	石狩川	北の沢第五排水	0.71	0.09	—	0.71	—	—	—	—	—	—	除外（山中）
171	南	石狩川	左北の沢川	1.87	—	—	1.87	—	—	—	—	—	—	除外（砂防区間、山中）
172	南	石狩川	右北の沢川	1.89	—	—	1.89	—	—	—	—	—	—	除外（砂防区間、山中）
174	南	石狩川	トモエ川	0.34	—	—	0.34	—	—	—	—	—	—	除外（山中）
175	南	石狩川	南の沢川	4.84	—	—	4.84	—	—	—	—	—	—	除外（砂防区間）
176	南	石狩川	硬石の沢川分水路	0.35	0.32	0.35	—	0.35	—	0.35	—	—	—	一部暗渠
177	南	石狩川	硬石の沢川	0.79	0.16	0.50	0.29	0.50	—	0.50	—	—	—	市街化区域内のみ
178	南	石狩川	左南の沢川	1.54	1.31	1.31	0.23	1.31	—	1.31	—	—	—	暗渠のみ
179	南	石狩川	右南の沢川	1.50	—	0.82	0.68	0.06	—	0.06	0.76	—	0.76	砂防区間まで
180	南	石狩川	南の沢右の沢川	1.53	0.13	0.47	1.06	—	—	—	0.47	—	0.47	砂防区間手前の横断管まで
181	南	石狩川	穴の川	4.59	—	—	4.59	—	—	—	—	—	—	除外（砂防区間）
182	南	石狩川	石山 2号線排水	0.27	—	0.27	—	0.27	—	0.27	—	—	—	
183	南	石狩川	石山川	3.38	0.05	1.02	2.36	—	—	—	1.02	—	1.02	一部除外（山中）、道路隣接部まで

別添 1 河川別巡視調書

表 1-4 【普通河川分類 1 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)			巡視時期と延長(km)(調整区域)			備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	
185	南	石狩川	穴の沢第 1 排水	0.80	0.25	0.25	0.55	0.25	—	0.25	—	—	—	暗渠のみ 市街化区域内のみ
186	南	石狩川	小沢川	1.48	—	—	1.48	—	—	—	—	—	—	除外 (山中)
188	南	石狩川	穴の沢第 2 排水	0.64	—	—	0.64	—	—	—	—	—	—	除外 (砂防区間、山中)
189	南	石狩川	無名川(南09)	0.14	—	—	0.14	—	—	—	—	—	—	除外 (山中)
190	南	石狩川	オカバルシ川	5.76	0.14	—	5.76	—	—	—	—	—	—	除外 (砂防区間、山中)
191	南	石狩川	ボンオカバルシ川	1.94	—	1.11	0.83	—	—	—	1.11	—	1.11	道路横断部まで
193	南	石狩川	無名川(南10)	2.16	—	—	2.16	—	—	—	—	—	—	除外 (山中)
194	南	石狩川	藤野沢川	1.28	—	0.58	0.70	—	—	—	0.58	—	0.58	護岸部のみ
195	南	石狩川	藤野川	1.14	—	1.14	—	—	—	—	1.14	—	1.14	
196	南	石狩川	旧野々沢川	0.50	0.50	0.50	—	0.50	—	0.50	—	—	—	暗渠 (上部遊歩道)
197	南	石狩川	左藤野川	0.11	—	—	0.11	—	—	—	—	—	—	除外 (山中)
199	南	石狩川	白川	3.74	—	1.56	2.18	—	—	—	1.56	—	1.56	道路横断部まで
202	南	石狩川	野々沢川	4.53	—	—	4.53	—	—	—	—	—	—	除外 (砂防区間)
204	南	石狩川	西野々沢川	0.83	—	0.83	—	0.83	—	0.83	—	—	—	
206	南	石狩川	簾舞川	4.04	—	—	4.04	—	—	—	—	—	—	除外 (砂防区間、山中)
207	南	石狩川	豊簾川	0.49	—	—	0.49	—	—	—	—	—	—	除外 (国有林野内)
208	南	石狩川	焼沢川	1.28	—	—	1.28	—	—	—	—	—	—	除外 (国有林野内)
209	南	石狩川	藤簾川	0.41	—	—	0.41	—	—	—	—	—	—	除外 (山中)
210	南	石狩川	簾舞排水	0.39	0.39	0.24	0.15	0.22	—	0.22	0.02	—	0.02	一部除外 (野生動物遭遇の危険性)、暗渠
211	南	石狩川	空沢川	2.37	—	1.25	1.12	—	—	—	1.25	—	1.25	砂防区間まで
213	南	石狩川	中の沢川(豊滝)	2.23	—	2.23	—	—	—	—	2.23	—	2.23	
214	南	石狩川	盤の沢川	5.63	—	4.00	1.63	—	—	—	4.00	—	4.00	国有林界まで
216	南	石狩川	滝の沢川(豊滝)	5.33	—	2.60	2.73	—	—	—	2.60	—	2.60	砂防区間下流まで
217	南	石狩川	山部沢川	2.99	—	2.15	0.84	—	—	—	2.15	—	2.15	国道横断部 道路横断部 4 か所目まで
218	南	石狩川	鱒の沢川	2.24	—	0.52	1.72	—	—	—	0.52	—	0.52	道路横断部まで
219	南	石狩川	東定山溪川	0.23	0.15	0.23	—	0.23	—	0.23	—	—	—	国有林界まで
221	南	石狩川	豊水の沢川	0.90	—	0.68	0.22	—	—	—	0.68	—	0.68	国有林界まで
223	清田	石狩川	吉田用水	0.50	—	0.50	—	0.50	—	0.50	—	—	—	
224	白石	石狩川	本通東排水(北)	0.30	—	0.30	—	0.30	—	0.30	—	—	—	
225	豊平	石狩川	澄川排水	0.28	0.19	0.28	—	0.28	—	0.28	—	—	—	一部暗渠
226	白石	石狩川	白石川(南)	0.11	—	0.11	—	0.11	—	0.11	—	—	—	

別添 1 河川別巡視調書

表 1-4 【普通河川分類1 調書】

				河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)			巡視時期と延長(km)(調整区域)			
番号	区	水系	河川名	総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	備考
227	南	石狩川	川沿南排水	0.33	0.21	0.33	—	0.33	—	0.33	—	—	—	一部暗渠
228	南	石狩川	南の沢第一排水	0.04	0.04	—	0.04	—	—	—	—	—	—	除外
229	南	石狩川	石山南排水	0.51	0.01	—	0.51	—	—	—	—	—	—	除外(砂防区間、山中)
230	南	石狩川	定山溪第一沢川	0.26	—	0.26	—	0.26	—	0.26	—	—	—	国有林界まで
231	南	石狩川	藤野排水	0.57	0.47	0.57	—	0.57	—	0.57	—	—	—	
340	清田	石狩川	真栄排水(南)	0.71	0.58	0.14	0.57	0.14	—	0.14	—	—	—	SP1450付近から
河川数 128 河川 延長 213.914 km				213.91	32.18	102.19	111.72	51.98	0.00	51.98	50.21	0.00	50.21	
巡視河川数 92 河川 延長 102.193 km								のべ巡視延長	103.96	のべ巡視延長	100.42			

別添 1 河川別巡視調書

表 1-5 【普通河川分類 2 調書】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)			巡視時期と延長(km)(調整区域)			備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	
71	厚別	石狩川	9号幹道排水(東)	0.43	0.26	0.43	—	—	—	—	0.43	—	—	一部暗渠
83	清田	石狩川	清田川	1.25	0.41	0.41	0.84	—	—	—	0.41	—	—	一部除外(スクリーン上流) スクリーンあり
84	清田	石狩川	トンネ川	0.74	—	0.74	—	—	—	—	0.74	—	—	
88	清田	石狩川	西真栄川	2.30	—	0.74	1.56	—	—	—	0.74	—	—	道路並行部まで
89	清田	石狩川	中真栄第1排水	0.84	—	0.84	—	—	—	—	0.84	—	—	
92	清田	石狩川	有明第4沢川	0.59	—	0.05	0.54	—	—	—	0.05	—	—	道路横断部のみ
93	清田	石狩川	有明第5沢川	1.11	—	0.05	1.06	—	—	—	0.05	—	—	道路横断部のみ
94	清田	石狩川	有明第1沢川	2.30	0.16	0.05	2.25	—	—	—	0.05	—	—	道路横断部のみ
96	清田	石狩川	有明第6沢川	3.90	—	0.05	3.85	—	—	—	0.05	—	—	道路横断部のみ
97	清田	石狩川	有明第7沢川	0.59	—	0.05	0.54	—	—	—	0.05	—	—	道路横断部のみ
98	清田	石狩川	有明第2沢川	1.49	—	0.05	1.44	—	—	—	0.05	—	—	道路横断部のみ
99	清田	石狩川	有明第9沢川	0.56	—	0.05	0.51	—	—	—	0.05	—	—	道路横断部のみ
100	清田	石狩川	有明第8沢川	2.00	—	0.05	1.95	—	—	—	0.05	—	—	道路横断部のみ
105	南	石狩川	清水沢川	2.04	—	0.40	1.64	—	—	—	0.40	—	—	公園以外
122	白石	石狩川	川下排水	1.05	—	1.05	—	—	—	—	1.05	—	—	
136	豊平	石狩川	月寒西岡排水	0.37	0.17	0.17	0.20	—	—	—	0.17	—	—	暗渠(上流開渠部は除外)
138	豊平	石狩川	ラウネナイ川	1.28	—	0.04	1.24	—	—	—	0.04	—	—	国道横断BOXのみ 衛生研究所内のため除外
145	南	石狩川	精進川	1.83	—	0.49	1.34	—	—	—	0.49	—	—	一部除外(砂防区間)
149	南	石狩川	計石川	0.97	—	0.08	0.89	—	—	—	0.08	—	—	一部除外(山中) 道路隣接部まで
150	南	石狩川	左精進川	3.83	0.09	1.98	1.85	—	—	—	1.98	—	—	一部除外(砂防区間、立入禁止)
154	南	石狩川	金古沢川	3.16	0.03	—	3.16	—	—	—	—	—	—	除外(山中)
155	南	石狩川	常盤川	0.21	0.06	0.21	—	—	—	—	0.21	—	—	
156	南	石狩川	常盤湯の沢排水	0.16	—	0.16	—	—	—	—	0.16	—	—	
165	南	石狩川	右中の沢川	1.21	0.15	0.24	0.97	—	—	—	0.24	—	—	砂防区間まで
173	南	石狩川	北の沢第四排水	0.68	0.26	0.68	—	—	—	—	0.68	—	—	
184	南	石狩川	東石山川	1.39	0.24	0.24	1.15	—	—	—	0.24	—	—	暗渠のみ
187	南	石狩川	穴の沢排水	0.21	0.05	0.21	—	—	—	—	0.21	—	—	一部暗渠
192	南	石狩川	藤野1号排水	1.42	—	0.77	0.65	—	—	—	0.77	—	—	道路横断部まで
198	南	石狩川	東白川	1.43	—	0.35	1.08	—	—	—	0.35	—	—	硬石山線横断部まで
200	南	石狩川	省三沢川	0.58	—	0.40	0.18	—	—	—	0.40	—	—	通路横断部まで
201	南	石狩川	梅村沢川	0.73	—	0.20	0.53	—	—	—	0.20	—	—	民家付近まで

表 1 - 5 【普通河川分類 2 調査】

番号	区	水系	河川名	河川延長(km)		巡視区域		巡視時期と延長(km)			巡視時期と延長(km)(調整区域)			備考
				総延長	暗渠	対象延長	除外延長	1 回目	2 回目	3 回目	1 回目	2 回目	3 回目	
203	南	石狩川	西白川	1.29	0.06	0.81	0.48	—	—	—	0.81	—	—	石山線横断部まで
205	南	石狩川	東御料川	0.45	—	0.45	—	—	—	—	0.45	—	—	
212	南	石狩川	板割沢川	2.50	—	1.61	0.89	—	—	—	1.61	—	—	道路横断部まで
215	南	石狩川	砥山沢川	1.11	—	1.11	—	—	—	—	1.11	—	—	国有林界まで
222	南	石狩川	一番川	0.84	—	0.03	0.81	—	—	—	0.03	—	—	道路横断部のみ (30m)
河川数 36 河川 延長 46.837 km				46.84	1.94	15.24	31.60	0.00	0.00	0.00	15.24	0.00	0.00	
巡視河川数 35 河川 延長 15.239 km								のべ巡視延長			0.00	のべ巡視延長		15.24

別添2 雨水貯留池調書

番号	年度	名称	該当区	設置場所	貯留地面積 (m ²)	管路・トラフ延長 (m)	放流河川	備考
2	S60	第1テクノパーク	厚別区	下野幌テクノパーク1丁目23-2	3,422.00	10.0	(普)ポンノッポロ川	冬季雪堆積場
3	S61	サンブライト真駒内団地(A)	南区	真駒内330-1	5,857.00	59.0	(普)左精進川	
4	S61	サンブライト真駒内団地(B)	南区	真駒内332-17	2,826.00	207.0	公共下水道	
6	S62	清田ファミリータウン	清田区	清田4条4丁目174-104	1,814.00	96.0	(1)清田川	
7	S62	真駒内アートパークタウン	南区	真駒内254-116	3,196.00	269.0	(1)真駒内川	平成10年多目的利用開始
9	S63	日鉱不動産石山団地	南区	石山3条6丁目553-94外1	2,139.00	31.0	(1)穴の川	
10	S63	第2テクノパーク(A)	厚別区	もみじ台北3丁目18-2	2,750.00	19.0	(普)ポンノッポロ川	
11	S63	第2テクノパーク(B)	厚別区	下野幌テクノパーク2丁目22-3外2	5,863.00	15.0	(普)ポンノッポロ川	冬季雪堆積場
12	S63	三晃開発南の沢団地	南区	南沢6条4丁目1812-1118外7	598.00	53.0	(普)南の沢川	
13	H1	南が丘団地(専用貯留池)	南区	南沢2条1丁目13-4	900.00	630.0	(普)南の沢川	
14	H1	南が丘団地(中学校兼用貯留池)	南区	南沢2条1丁目	—	No.13兼用	(普)南の沢川	南が丘中学校グラウンドと兼用
16	H1	清田土地区画整理団地	清田区	清田6条1丁目10-1	2,300.00	62.0	(準)ポントネ川	
17	H1	清田中央土地区画整理団地	清田区	清田6条1丁目19-4	440.00	154.0	(準)トンネ川	
18	H1	清田南土地区画整理団地	清田区	清田6条1丁目20-24	1,391.00	86.0	(準)トンネ川	
19	H1	アイシティ羊が丘団地	清田区	真栄4条1丁目105-78	964.00	28.0	(1)厚別川	
20	H2	清田真栄C工区団地	清田区	真栄4条2丁目18	3,270.00	145.0	(1)厚別川	
21	H2	清田真栄D工区団地	清田区	真栄4条1丁目160-8外6	4,435.00	60.0	(1)厚別川	
27	H3	中ノ沢土地区画整理団地	南区	中ノ沢2丁目7	3,711.00	156.0	(普)中の沢川	
31	H3	南沢安田団地	南区	南沢5条4丁目1835-25	381.00	18.0	公共下水道	

別添2 雨水貯留池調書

番号	年度	名称	該当区	設置場所	貯留地面積 (m ²)	管路・トラフ延長 (m)	放流河川	備考
33	H4	清田真栄D工区団地	清田区	真栄6条1丁目	—	24.0	(準)山部川	真栄西公園と兼用
36	H4	札幌ハイテクヒル真栄(A)	清田区	真栄363-49外2	4,497.00	65.0	(準)山部川	平成5年多目的利用開始(中止)
37	H4	札幌ハイテクヒル真栄(B)	清田区	真栄363-66外3	2,010.00	46.0	(準)西真栄川	
45	H6	東恵真駒内団地	南区	真駒内251-104	1,100.00	428.0	(1)真駒内川	
49	H7	簾舞土地区画整理団地1号	南区	簾舞3条5丁目	1,045.00	45.0	(準)簾舞川	
50	H7	簾舞土地区画整理団地2号	南区	簾舞3条6丁目	2,278.00	370.0	(1)豊平川	
51	H7	清田元町土地区画整理団地	清田区	清田8条1丁目2-21	2,182.00	261.0	(準)トンネ川	平成9年多目的利用開始
70	H10	清田区真栄196番地宅地開発	清田区	真栄5条2丁目	742.00	56.0	(1)厚別川	平成11年3月権利譲渡事務完了
95	H13	札幌市川北土地区画整理事業	白石区	川北4条3丁目82	1,300.00	4.0	(普)13号幹道排水	
96	H13	札幌市厚別東土地区画整理事業	厚別区	厚別東2条7丁目4-5	1,500.00	5.0	(普)森林公園川	
106	H14	清田A地区	清田区	清田7条1丁目	1,454.00	12.0	(準)ポントンネ川	
107	H14	清田A地区	清田区	清田7条1丁目	893.00	12.0	(準)ポントンネ川	
109	H15	真駒内エー・ビレッジ	南区	真駒内199番地26	6,121.00	401.0	(1)真駒内川	
110	H15	清田B地区	清田区	清田8条1丁目	1,240.00	6.0	(準)トンネ川	
111	H15	清田D地区	清田区	清田10条3丁目	5,576.00	19.0	(普)清田川	
113	H15	ミサワホームタウン森林公園セカンドステージ	厚別区	厚別北6条5丁目	4,947.00	26.0	公共下水道	
144	H17	西岡公園パークヒルズ	豊平区	西岡508番地149	1,036.00	80.0	(普)月寒西岡排水	
151	H18	川北4条1丁目団地	白石区	川北4条1丁目2306-31	661.00	1.0	13号幹道排水	流域貯留浸透事業(貯留池)

貯留池 37 カ所 管路・トラフ延長 3959 m

別添 3 巡視項目

巡視項目	巡 視 事 項
<p>1 河川の清潔等</p> <p>特殊な汚濁色、油の流下、魚の浮上等の有無。</p> <p>ごみ等の投棄の有無。 (家庭ごみ、不要家電、放棄車両、産業廃棄物、家畜の死骸等)</p>	<p>良好な河川環境の保全のため、河川区域内における水質事故等や、ごみ等の投棄がないかの確認をする。</p> <p>河川の水質について、異常な汚濁色、油の流下等がないかどうかを把握。ある場合はその状況。</p> <p>河川区域内においてごみや不要家電、車両等が投棄されていないか、あるいは産廃や危険物等が放置されていないかを把握。ある場合は、その状況。原因者が特定できた場合、撤去等の指導を合わせて行う。</p>
<p>2 敷地及び管理施設</p> <p>保全の状況。</p> <p>保全上支障を及ぼす物件の有無。</p>	<p>河川区域内において、利用者が河川施設等を安全に利用できるよう危険行為防止の観点から利用状況の把握を行う。また、河川施設が十分な治水機能を果たせるよう健全状態であるかを確認する。</p> <p>河川区域内において、危険行為が行われていないか、また、これによる河川機能の低下がないかを確認</p>
<p>3 許占使用の状況</p> <p>許可条件の遵守状況。</p> <p>許可工作物の維持管理状況。</p>	<p>許可工作物等が許可（承認）どおり完了したか完了届等に基づき状況把握を行う。また補修が必要と認められる程度の損傷や異常等がないかを現地において把握する。</p> <p>許可工作物における、本体及び取付護岸、取付水路等の補修を要する損傷や異常の有無。ある場合はその状況。</p>
<p>4 無許占使用の状況</p> <p>材木、土石等の放置及び置場使用の有無。</p> <p>植樹、放牧農耕等の使用の有無。</p> <p>汚物の放棄、汚水の排出の有無。</p> <p>河川管理施設に影響を及ぼす行為の有無。</p> <p>取水及び排水行為の有無。</p> <p>堰、樋門、水路、昇降路、橋等の設置の有無。</p> <p>家屋、小屋、看板等の設置の有無。</p>	<p>河川区域内において、許可を得ないで行われた土地使用や施設設置等の行為を把握する。</p> <p>河川区域内の土地における、無許可での土地使用の有無。ある場合はその状況。</p> <p>河川区域内の土地における、無許可での土地使用の有無。ある場合はその状況。</p> <p>河川管理者に無届出の汚水排水の有無。ある場合その状況。</p> <p>人為的な河川の損傷等、施設に影響を及ぼす行為が行われていないかを把握。ある場合はその状況</p> <p>新たな取水施設やポンプの設置、排水施設の設置による、無許可の行為の有無。ある場合その状況。</p> <p>河川区域内の土地における、無許可での施設設置の有無。ある場合はその状況。</p>
<p>5 産出物の採取状況</p> <p>無許可の産出物採取の有無。</p>	<p>許可（承認）どおり実施されているか、また、完了したかを実施計画書及び完了届等に基づき状況把握を行う。</p> <p>河川区域内の土地における、無許可で産出物採取等行為の有無。ある場合はその状況。</p>
<p>6 河川管理施設の維持状況</p> <p>護岸等河川管理施設の破損状況</p> <p>転落防止柵等の安全施設の状況</p> <p>河道内の状況（土砂堆積・洗掘、樹木の繁茂）</p> <p>暗渠河川の状況</p>	<p>河川管理施設について、補修が必要と認められる程度の損傷や異常がないかを、外観観察により可能な範囲で現地において把握する。</p> <p>護岸等河川管理施設について、補修が必要と認められる程度の損傷や異常等の有無。ある場合その状況。</p> <p>転落防止柵等の安全施設について、補修が必要と認められる程度の損傷や汚損等顕著な変状の有無。ある場合その状況。</p> <p>河道内における砂州の形成や移動、樹木の繁茂状況や流木による、河積阻害及び構造物への影響等の有無。ある場合その状況。</p> <p>暗渠管理設部の路面等沈下状況やマンホール等の破損の有無を地上部から目視で確認。異常がある場合はその状況。</p>

別添4 巡視確認箇所

河川巡視		施設巡視		
河川管理施設 ・河道の状況	護岸	貯留池内の状 況	土砂堆積・草本繁茂	
	河床コンクリート		流入部	
	転落防止柵		排水部	
	ガードレール		壁面・底面	
	管理用通路		施設(柵・鍵・看板等)に破損はないか	
	土砂堆積・草本繁茂		不法投棄	
	法面・河床(自然河川)		内部の利用状況	
	流木・倒木		その他	
	水質汚濁		管路の状況	管路上部(陥没・段差等)
	陥没			マンホール(段差・ガタツキ等)
看板	トラフ・柵(土砂等堆積・段差・破損状況等)			
東屋・ベンチ・遊具・階段工	グレーチング(段差・格子の破損状況等)			
その他	コンクリート蓋(段差・ガタツキ等)			
	その他			
河川区域内の 状況	不法占用(畑・花)			
	不法占用(看板)			
	不法占用(家屋・物置)			
	不法占用(資材置き場)			
	不法占用(駐車・駐輪)			
	不法行為・危険行為			
	不法投棄			
工作物・その他 許可を要する行 為	許可工作物の異常			
	無許可工作物			
	取水			
	排水			

令和4年度 札幌市河川巡視業務 河川巡視位置図 凡例

河川区分	色分け	巡視回数
9-5河川	赤色	3回
16-3河川	紫色	3回
準用河川	桃色	3回
普通河川 分類1	緑色	2回
普通河川 分類2	橙色	1回